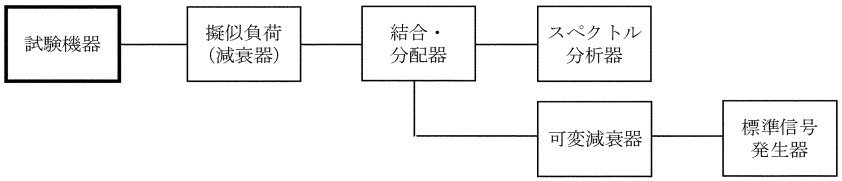
［3　略］
4　測定操作手順
［(1)～(3)　略］
(4)　証明規則第２条第１項第47号の３に掲げる無線設備については、空中線端子における測定値に、測定周波数における空中線絶対利得を用いて等価等方輻射電力を算出する。
(5)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとに測定を行う。
5　試験結果の記載方法
(1)　技術基準の規定帯域ごとに副次発射の平均電力の最大値の１波をdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。
(2)　技術基準が等価等方輻射電力で規定されているものは、等価等方輻射電力とともに空中線測定端子における測定値と当該周波数の空中線絶対利得を記載する。
(3)　複数の空中線を有する場合は、空中線端子ごとの測定値のうち、最も大きな値を表示するほか、空中線端子ごとの測定値も記載する。
［6　略］
六　送信空中線絶対利得（屋内においてのみ運用する無線設備であって、3.4GHz以上4.8GHz未満又は7.25GHz以上10.25GHz未満の周波数の電波を使用するものに限る。）
［1～6　略］
［七　略］
八　干渉軽減機能（3.4GHz以上4.8GHz未満の周波数の電波を使用するものに限る。）
1　測定系統図



2　測定器の条件等
(1)　標準信号発生器を、次のように設定する。
ア　中心周波数　試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の３波の周波数のほか、4.2GHz以上4.8GHz未満の任意の周波数
イ　変調　白色雑音
ウ　出力レベル　試験機器の空中線給電点において－136dBm／15kHz
(2)　スペクトル分析器を、次のように設定する。
ア　中心周波数　使用帯域の中心周波数
イ　掃引周波数幅　占有周波数帯幅の許容値程度
ウ　分解能帯域幅　１MHz
エ　ビデオ帯域幅　分解能帯域幅と同程度
オ　トリガ条件　フリーラン
カ　掃引時間　１サンプル当たり１msとなる時間以下
キ　掃引モード　連続掃引
ク　検波モード　ＲＭＳ
ケ　表示モード　マックスホールド

［3　同左］
4　測定操作手順
［(1)～(3)　同左］
［新設］

［新設］
5　試験結果の記載方法
結果は、技術基準の規定帯域ごとに副次発射の最大値の１波をdBm／MHz単位で、周波数とともに記載する。

［6　同左］
六　送信空中線絶対利得

［1～6　同左］
［七　同左］
［新設］